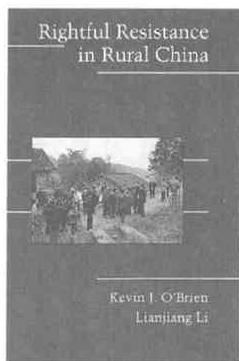


Kevin J. O'Brien and Lianjiang Li

# *Rightful Resistance in Rural China*

Cambridge: Cambridge University Press, 2006/179p./\$70.00 (H) \$24.99 (P)



## はじめに

近年、中国の農村における「暴動」、  
「騒乱」が社会問題化し、党の指導部も  
事態を注視しているといわれる。本書  
は、このように注目を集めながらも、な  
かなかその全体像をつかみにくい、農村  
における抗議・抵抗運動をテーマとした  
時宜を得た研究である。この数年、中国  
の農村問題についての研究・調査報道が  
相次いで出されているが、抗議・抵抗運  
動を体系的に扱ったものは数少ない。そ  
の理由にはやはり、体系的なデータ収集  
や現地調査の難しさがあるが、本書の価  
値は何よりもまず綿密な調査から得た豊  
富なデータを駆使している点にある。本  
書は、一九九九年から二〇〇五年までの  
七年にわたり十五の省で行われた、五千  
人以上の農村住民に対する聞き取り調査  
に基づいた労作である。本書はまた、  
「抗争政治」(contentious politics)の諸概  
念・理論の中に現在の中国農村を位置づ  
け、その特徴を浮き彫りにさせようとす  
る野心的な試みでもある。本書は、欧米

は、北京は不忠実で欺瞞に満ちた基層幹部の不正行為を阻止するための申し出を歓迎するに違いないと推断する。中央の意図への強い信頼と監督能力への条件付の信頼とが結びつくことにより、抗議運動は、反体制運動ではなく、基層幹部に対する「正当な抵抗」へと向かうのである。

第三章は、「正当な抵抗」の基本的特徴をなす「境界を跨ぐ要求」(boundary-spanning claims) についての説明である。「境界を跨ぐ要求」とは、「逸脱的要求」(transgressive claims) と「体制内的要求」(contained claims) との中間に位置し、制度的政治と非制度的政治の境界に位置するような要求のことをいう。「国家対社会」や「我々対彼ら」という二分法から脱却して、「国家」を異なる利益と制約をもつ異なるレベルの幹部たちへと解体すると、異議申し立ての政治を「規定された」(prescribed)、「許容された」(tolerated)、「禁止された」(forbidden) に分類したり、アクターを「チャレンジャー」と「ポリティ・メン

バー」に分けることは困難になる。ここである「正当な要求」(rightful claims) とは、「規定された」ものでも「禁止された」ものでもなく、ある幹部からは「許容され」、他の幹部からは否定されるような要求である。

著者はここで、村民委員会選挙の不正をめぐる複数の例を挙げて、「境界を跨ぐ要求」について説明している。その中から一つの例を紹介すると、河北省のある寒村では、村民たちが数名の村幹部の更迭を要求する一連の抗議を行った。この要求が郷(鎮)政府によって退けられた後、村民たちは要求を強めるために順番に陳情者を郷(鎮)政府所在地に駐在させることにした。ある日、村民が事務室の机に一冊の「村民委員会組織法」が置かれているのを偶然見つけた。村民たちはそれを読み、「民主選挙を実施しないことにより組織法に違反していることを郷(鎮)政府に抗議する」ことを決めた。村民たちはさらに、三つのグループに分かれ、それぞれ郷(鎮)政府構内、県民政局、そして(村の)党員たちの

グループは) 県組織部へと抗議に出向いた。同地域全体で無視されてきた「組織法」の実施を要求する怒れる群集を前に、郷(鎮)政府は降参し、選挙を実施することに同意した。後に行われた投票では、最初に「組織法」を発見した人物が村民委员会主任に選出された。著者は、この選挙権の要求が、郷(鎮)幹部の裁量を問い、村幹部の責任を高めるために中央の法律を用いる一方で、それが試行中であり郷(鎮)政府は実施する責任を負っていない法律であったことから「境界を跨ぐ要求」であったとしている。

第四章は、「戦術的拡大」(tactical escalation) についてである。あらゆる抗議運動には、限られた寿命がある。従来の方が効力を失いつつあるとき、進取の気性に富んだ活動家は決意を示し、敵を驚かせ、支持者を動員するためにより過激な行動をとることがある。このように、「戦術的拡大」は、「確立した抗議の技法が、以前のように危機と興奮の感覚をひき起こさなくなったときに、勢いを取り戻すための手段を提供する」(p.67)。

「正当な抵抗」は、既存の参加チャネルとエリートへの支持に依存した「間接的行動」(mediated action)から、公衆への呼びかけとターゲットとの直接対峙に特徴付けられる「直接的行動」(direct action)へと「戦術的拡大」を遂げる。

「直接的行動」には、「政策の宣伝」、「對話の要求」、「面と向かつての挑戦」の三つの形態があり、同時あるいは、順番に用いられることがある。いずれにせよ、「直接的行動」は「間接的行動」とは明らかに異なり、さらなる戦術(暴力を含む)と要求(例えば、特定の決定の合法性に対してではなく、地方政府の正当性自体への挑戦)の拡大をもたらす可能性がある。また、中国のような権威主義体制の下では、戦術の拡散は依然として口伝えとネットワークに依拠しているため比較的緩慢であるが、類似した不満や経験は「集会的アイデンティティ」の形成を促すことから、特定の戦術をモデルとした類似した抗議運動が広範囲で発生する可能性がある。

では、「間接的行動」から「直接的行

動」への「戦術的拡大」は、どのように起こるのか。一つには、度重なる失敗が非効果的な戦術を放棄し、より過激な手段に訴える原因となる場合がある。また、村民が「間接的行動」のプロセスで、農民負担の軽減を記した規定を知り、基層幹部の行為の違法性を確信したケースに見られるように、新たな情報と要求の正当性への確信が戦術をエスカレートさせる場合もある。さらに著者は、今日の中国農村では一般に、より過激な戦術への拡大は、より多くの民衆の支持を獲得する傾向があると指摘している。これは、人々の間に広く見られる「間接的行動」の無益さに対する失望感とともに、「直接的行動」への参加や支持が以前ほど危険ではなくなってきたためである。また、中国農村における抗議運動は、「間接的行動」から「直接的行動」へと次第に変化しつつあるとともに、今後は村、郷鎮から県・市、省へとターゲットを上げていく可能性がある。

第五章は、「正当な抵抗」がそれを行

う人々や見守る人々、そして政策実施にどのような影響をもたらすのかについて考察している。まず最初に、「正当な抵抗」は、中央の注意を地方幹部の不服従へと喚起し、是正のための対策や実施過程への介入を促すことにより、政策実施の改善をもたらす。これは主に、「間接的」な影響によるもので、基層幹部による違法な徴収、不正選挙、土地収用、資金流用、暴力などの違法行為が、民衆の要求に好意的なエリートへの介入によって是正されるようなケースである。次に、抗議運動への参加は、参加者自身の考え、性格、アイデンティティに影響を与える。成功は、自身の能力への自信を高め、更なる挑戦へと駆り立てる。失敗による挫折感、中央に対する信頼を低下させ、一部の人々を幻滅とシニシズムへと向かわせるが、他の人々をより破壊的な行動へと追いやる。また抗議運動の失敗は、活動家たちに更なる勢力拡大の必要を自覚させ、郷鎮の境界を越えたネットワークや連合を促し、要求をより普遍的なものへと変化させていくかもしれない。

い。最後に、「正当な抵抗」は、地域住民の認識を変え、政治への関与を高めるかもしれない。住民たちは、活動家を通じて有益な政策や中央と地方の間の食い違いを認識し、献金、新メンバー、精神的支援などのかたちで参加するようになる。また、活動家たちは住民によって地域の指導者とみなされ、村民委員会委員に選出される者も出てきている。いずれにせよ、抗議運動は直接的かつ即時的に大きな成果をもたらすのではなく、活動家、ターゲット、エリート、広範な民衆の間の持続的な相互作用を通じて間接的な影響をもたらすといえる。なお、第五章の最後に、本書の結論の一般化可能性 (generalizability) についての短い言及があるが、これについては後に触れることとする。

最後に第六章では、「正当な抵抗」が政治的变化をもたらす可能性について検討されている。「正当な抵抗者」が掲げる要求は、主として政策実施の領域への参加を求めるにとどまり、より広範な市民的・政治的権利(結社、表現など)を

求めたり、法令や政策の正当性や、ましてや説明責任のない指導者たちが法令や政策を作る権利に異議を申し立てることはほとんどない。この意味において「正当な抵抗者」は、臣民と市民の中間と考えるのが妥当である。しかし、長期的にみれば、政策実施過程へのその場限りの参加が、政治権力へのより持続的なアクセスへの道を開くかもしれないし、また中国農村におけるより成熟した市民権確立へのプロセスとなりえるかもしれない。

「正当な抵抗」はまた、農村住民の声を拡大し、中央の優先順位に影響を与える。例えば、違法な税・費用の徴収に対する度重なる措置や、集団陳情への取り組みを改善するために胡錦濤総書記が打ち出した信託制度改革などが例として挙げられる。しかし、失敗は長期的にはさらに重大な結果をもたらすであろう。中央が約束を果たさなければ、さらなる抗議運動と「直接的行動」(暴力を含む)を生み出すことになり、矛先は中央の言行不一致に向けられることになるであろう。

う。今日の「正当な抵抗」は、より広範な「反ヘゲモニー的」(counterhegemonic)な抵抗運動へと変化していくかもしれない。また、「正当な抵抗」の成功は、短期的には政権の正当性を強めるであろうが、活動家の中には、違法な不正行為のみとの闘争を卒業して、「合法的な不正行為」(戸籍制度の廃止や全国規模の農会設立を求める運動など)との戦いを始めるものも出てくるであろう。最後に、著者は、「正当な抵抗」の今後の展開如何によって、現政権の弾性と、崩壊の可能性についての手がかりを与えるであろうと締め括っている。

### 若干のコメント

本書の内容について、三つの問題提起を行いたい。まず一つ目は、本書の主張の「一般化可能性」についてである。先にも述べたとおり、著者は五千人以上の農村住民に対する聞き取り調査を行い、その中から顕著なパターンを浮き彫りにさせたわけであり、「正当な抵抗」が現在の農村における抗議運動の一つの重要

な特徴となっていることは間違いないであろう。しかし、本書を読みながらどうしても考えざるを得なかったことは、「その他のパターン」についてである。

「一般化可能性」には、二つの問題が含まれる。一つは、一般に「選択バイアス」(selection bias)と呼ばれる事例の選択に関する問題で、ここでは著者が「正当な抵抗」と呼ぶ抗議運動の一形態に適合する「成功例」が事例として過剰に取り上げられているのではないかということである。つまり、「正当な抵抗」の「成功例」以上の? 「失敗例」があるはずであり、「成功例」のみを強調しすぎることは、偏った(楽観的な)印象を与えかねない。これについては、「失敗例」(公安や武装警察の鎮圧に終わったケースなど)も同様に分析の対象とすべきであろう。もう一つは、パリエーション (variation) についてである。著者は、多様な抗議・抵抗運動の中から一つの形態を抽出しているが、地域的または(抗議の原因となった)問題の性質の違いによる重要なパリエーションはないの

であろうか。例えば、不当な税・費用の徴収問題は工業化・経済成長から取り残された中西部の農村に多くみられ、農地の強制収用をめぐる問題はより工業化・都市化が進んだ東部に多いと考えられるが、これは抗議運動の形態に何ら重要な違いをもたらさないのであるか。

二つ目は、本書のアプローチについてである。第三章で、著者は、従来の「抗争政治」研究にみられる「国家対社会」という分析枠組を批判し、「国家を解体する」(unpacking the state) ことを提唱している。しかし、著者は中央と地方幹部の間の亀裂を「政治的機會」(political opportunities) とみなしているため、「社会中心アプローチ」(society-centered approach) から抜け出せていない。つまり、著者は社会アクターを改革主体とする前提に立ち、「国家内の亀裂」は社会アクターが行動を起こす「機会」を提供するという見方である。この視点からみれば、例えば、国家の末端における代理人が改革主体になる可能性<sup>6)</sup>を初めから排除してしまうことになる。

最後に、二つ目と関連して、この「正当な抵抗」は現体制への脅威となりえるのであろうか。著者は最終章で、現在のところ主として政策実施の領域への影響に限られている「正当な抵抗」が、長期的にみれば市民権の確立を促し、反体制的な運動へと変化していく可能性もあると述べている。しかし、現体制を脅かす大規模な抵抗運動へと発展していくためには、いくつかの高いハードルがある。その中で最も重要なのは、個別主義的な不満からより普遍的なレベルでの不満のフレーミングと都市の抗議運動との連携である。現状では、農村における異議申し立ては一過性的で個別主義的なものに留まっており(例えば、農村住民からの違法な徴収問題は、エリート<sup>7)</sup>の介入によって問題が解決されればそれで終わる)、また都市と農村の長年にわたる分断は農村の運動と都市の運動を全くつながりのないものにしてている。今後、著者が述べるような変化が起こる可能性は否定しないが、現状では農村の抗議運動が現体制への脅威になるとは考えにくい。

- <1> 代表的なものとして以下を挙げる。Thomas P. Bernstein and Xiaobo Lü, *Taxation without Representation in Contemporary Rural China*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003; Jonathan Unger, *The Transformation of Rural China*, Armonk, NY: M. E. Sharpe, 2002; 陳桂棟・春桃(納村公子・植田雅美訳)『中国農民調査』文藝春秋、二〇〇五年、李昌平(古田富夫・北村稔訳)『中国農村崩壊——農民が田を捨てる理由』NHK出版、二〇〇四年。
- <2> 本書の他に「抗争政治」の概念を応用した研究として以下を挙げる。Dingxin Zhao, *The Power of Tiansmen: State-Society Relations and the 1989 Beijing Student Movement*, Chicago: The University of Chicago Press, 2001; Yongshun Cai, *State and Land-Off Workers in Reform China: The Silence and Collective Action of the Retrenched*, New York & Abingdon, Oxon: Routledge, 2006。
- <3> 例えは以下を参照。Luca Bianchi, *Peasants without the Party: Conflict and Resistance in Twentieth-Century China*, Armonk, NY: M. E. Sharpe, 2001; Elizabeth J. Perry, *Challenging the Mandate of Heaven: Social Protest and State Power in China*, Armonk, NY: M. E. Sharpe, 2003。
- <4> 「体制内的抗争」(contained contention)とは「体制によって規定され、許容された提議申し立ての形態の中で生じる」ものであるのに対し、「発脱的抗争」(transgressive contention)とは「禁止された、あるいは未知の領域への制度的境界を越える」ものである。Charles Tilly and Sidney Tarrow, *Contentious Politics*, Boulder, CO: Paradigm Publishers, 2007, p. 60。
- <5> Bernstein and Lü, *Taxation without Representation in Contemporary Rural China*, pp. 8-9。
- <6> Andrew G. Walder, ed., *The Waning of the Communist State: Economic Origins of Political Decline in China and Hungary*, Berkeley: University of California Press, 1995。
- <7> Bernstein and Lü, *Taxation without Representation in Contemporary Rural China*, chapter 5。